

加入・移換にあたっての確認事項

平成29年1月1日現在
国民年金基金連合会作成

加入・移換をご検討されるみなさまへ

必ず、以下をお読みいただき、内容をご確認のうえ、加入・移換の手続きを行ってください。

1. 個人型年金の税制優遇

(1) 掛金全額について所得控除（小規模企業共済等掛金控除）が適用され、所得税・住民税が軽減されます。	表1. 老齢給付金の受給方法とその所得の種類	
	受給方法(注2)	所得の種類
(2) 年金資産の運用益は非課税です。	「年金」 (分割受給)	雑所得として「 公的年金等控除 」が適用されます。
(3) 年金資産に対し課税する特別法人税（注1）は平成29年3月31日まで凍結が延長されています。	「一時金」 (一括受給)	「 退職所得 」となります。所得額は（収入金額－ 退職所得控除額 ）×1/2と計算されます。また、他の所得と分離して所得税額が計算されます。
(4) 老齢給付金への課税にも優遇があります（表1参照）。		

このため、中途での解約・引き出しや掛金の拠出などに一定の制限が設けられています。以下では、その概要や代表的な例を示しています。詳細については「個人型年金規約」をご覧ください（国民年金基金連合会のホームページ（以下、「連合会HP」という）<http://www.npfa.or.jp/401K>に掲載しています。連合会HPをご利用になれない方は、書類の提出先の金融機関等にお問い合わせください）。なお、「個人型年金規約」の変更については官報で公告するとともに連合会HPにも掲載します。

2. 確定拠出年金の特徴

(1) 将来、受給する年金の資産を運用するのは、 第三者ではなく、加入者等（注3）自身 です。	(3) また、 運用成績によって、年金資産額が掛金や移換金の総額を下回る 場合があります。
(2) 加入者等が、自己判断で 運用した結果（年金資産額）を、そのまま加入者等自身が年金として受給 します。したがって、将来の年金受給額は定まっていません。	(4) 年金の受給時期を選択 することができるため、受給時期を延期した場合、 非課税扱いの運用を継続する機会が得られます （「8. 給付」参照）。

3. 運営管理機関（一部の業務（書類の授受等）を別会社に委託している場合があります。）

(1) 年金資産を運用する加入者等に、 運用商品群を提示している会社 が運営管理機関（以下、「 運営 」という）です。	(4) 「 元本確保型 」運用商品の中には、次の2種類の商品が含まれていますので、ご注意ください（注5）。 元本保証 ：解約の時点をお問わず、常に元本を保証 元本確保 ：期限前解約の場合、元本割れの可能性あり
(2) 運用商品群は、運営によって異なります 。また、その他 運営によって異なる主なものは次のとおり です。 ①手数料（4. 「常時、負担する手数料」参照） ②年金の受取方法（8. 「給付」参照）	(5) 加入者等にとって、 運営は総合的な対応窓口で、届出書類の請求先・提出先、様々な照会の窓口 になります。なお、届出書類の授受等を第三者に委託している場合がありますので、運営等で確認してください。
(3) 個人型年金の手続きの 第一歩は「運営の選択」 ですが、途中で 運営を変更することも可能 です（注4）。	

4. 常時、負担する手数料

(1) 手数料は 加入者等が負担 します。なお、「年金」受給者の受給期間中の 手数料は、運用指図者の扱い です。	表2. 加入者等が負担する手数料 (単位：円(消費税込))		加入者		運用指図者	
	手徴収料先 (注6)	A連合会 B運営管理機関 C信託銀行（注7） D手数料総額(A+B+C)	加入・移換時の 一時的な手数料 2,777 ① — 2,777+①	1カ月あたりの 定期的な手数料 103 ② ②' 103+②+②'	加入・移換時の 一時的な手数料 2,777 ③ — 2,777+③	1カ月あたりの 定期的な手数料 — ④ ④' ④+④'
(2) 手数料の額は【表2】のとおりですが、 金額や徴収方法は運営によって異なります ので、詳細については、 運営にお問い合わせ ください。						

5. 掛金の拠出

(1) 掛金（月額）には、【別紙】のとおり制限があります。掛金の 前納制度はありません 。また、 何らかの理由で、掛金が引き落とされなかった場合、追納もできません 。なお、事前の引落予定通知もありませんのでご注意ください。	表3. 加入種別ごとの掛金停止例						
(2) 掛金額の変更は、 1年（4月分の掛金から翌年3月の掛金の間）に1回だけ、行うことができます 。							
(3) 掛金の拠出を 自発的に停止 することができます。手続きは、運営にお問い合わせください。	<table border="1"> <tr> <td>第1号加入者</td> <td>・掛金（注8）が68,000円/月を超えた場合 ・国民年金の第1号被保険者であることが確認できなかった場合 ・国民年金の保険料の免除等に該当することが確認できた場合</td> </tr> <tr> <td>第2号加入者</td> <td>年に1回の資格に関する証明書の提出において、 ・適正な証明書の提出がない場合 ・資格喪失事由に該当することが証明書で確認された場合</td> </tr> <tr> <td>第3号加入者</td> <td>国民年金の第3号被保険者であることが確認できなかった場合</td> </tr> </table> <p>掛金の再開または資格喪失届等の必要な手続きについては、運営にお問い合わせください。</p>	第1号加入者	・掛金（注8）が68,000円/月を超えた場合 ・国民年金の第1号被保険者であることが確認できなかった場合 ・国民年金の保険料の免除等に該当することが確認できた場合	第2号加入者	年に1回の資格に関する証明書の提出において、 ・適正な証明書の提出がない場合 ・資格喪失事由に該当することが証明書で確認された場合	第3号加入者	国民年金の第3号被保険者であることが確認できなかった場合
第1号加入者		・掛金（注8）が68,000円/月を超えた場合 ・国民年金の第1号被保険者であることが確認できなかった場合 ・国民年金の保険料の免除等に該当することが確認できた場合					
第2号加入者		年に1回の資格に関する証明書の提出において、 ・適正な証明書の提出がない場合 ・資格喪失事由に該当することが証明書で確認された場合					
第3号加入者	国民年金の第3号被保険者であることが確認できなかった場合						
(4) 一方、【表3】のような場合、掛金の拠出を 停止することがあります ので、ご注意ください。							
(5) 国民年金保険料の 未納月に、第1号加入者が納付した掛金は、還付されます のでご注意ください。また、還付の際に、還付手数料が還付額（注9）から控除されます。なお、還付手数料の金額は、運営によって異なります。							

6. 加入者資格の喪失

加入者は、下記の資格喪失理由（１）～（７）のいずれかに該当した場合、加入者の資格を喪失し、掛金の拠出ができなくなります。なお、**資格喪失後の手続きについては、運営にお問い合わせください。**

(1) 死亡したとき (2) 60歳に達したとき (3) 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき (4) 個人型年金運用指図者となるとき	(5) 企業型年金の加入者となったとき (企業型確定拠出年金の規約で加入者が個人型年金に加入できると定めている場合は資格喪失にはなりません。)	(6) 保険料免除制度等により国民年金の保険料の全額または一部の額の納付を要しないものとされたとき (7) 農業者年金の被保険者になったとき
---	--	---

7. 中途脱退は不可

中途での解約・引き出しは、原則、できません。また、借入れの担保とすることもできません。
ただし、以下①～⑤の要件をすべて満たす場合は、脱退一時金を受給して個人型年金から脱退することができます。

- ① 保険料免除者(注10)であること
- ② 障害給付金の受給権者でないこと
- ③ 通算拠出期間(注11)が1ヵ月以上3年以下であること、または年金資産額が25万円以下であること
- ④ 最後に企業型確定拠出年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと
- ⑤ 企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失したときに、脱退一時金の支給を受けていないこと

8. 給付

(1) 老齢給付金

- ① **すべての方が、60歳から老齢給付金を受給できるわけではなく、通算加入者等期間（注12）によって、受給できる年齢は異なります（表4参照）。**
- ② **受給時期を選択することができます。**
受給時期を延期し、**70歳まで非課税の運用を継続することができます。**
(70歳になると、老齢給付金を受給していただくことになります)。

表4. 老齢給付金の受給年齢と必要な通算加入者等期間

受給年齢	必要な通算加入者等期間	受給年齢	必要な通算加入者等期間
60歳	10年	63歳	4年
61歳	8年	64歳	2年
62歳	6年	65歳	1ヵ月

例) 60歳で受給するには10年必要

表5. 死亡一時金の支給対象者

受取人指定	支給対象者
あり	指定されている人に支給
なし	個人型年金規約にしたがい支給

(2) 障害給付金

一定の障害の程度に該当する場合、障害給付金を受給することができます。なお、**受給要件等**の詳細については、**運営にお問い合わせください。**

(3) 死亡一時金

加入者等が死亡した場合、死亡一時金が【表5】のとおり、支給されます。なお、受取人の指定がない場合の受取順位は、**民法で定める相続の順位とは異なります。受取人を指定されたい方は、運営にお問い合わせください。**

(4) 障害および老齢給付金の受給方法

- ① 「年金」以外の受給方法は、**運営によって異なります（表6参照）。**
詳細については、**運営にお問い合わせください。**
- ② 受給の際、給付手数料が受給額から控除されます（「年金」受給者の場合、受給の都度、発生）。なお、給付手数料の金額は、運営によって異なります。

表6. 給付金の受給方法

給付金の種類	年金	一時金	年金と一時金の併用
老齢給付金	◎	○	○
障害給付金	◎	○	○
死亡一時金	×	◎	×

◎可能 ×不可能
○運営が設定している場合、可能

(5) 給付金の受給手続き

受給手続きを行う窓口は、**運営によって異なりますので、詳細については、運営にお問い合わせください。**

- (注1) 積み立て年金資産の額に対し、年1.173%（法人住民税年0.173%を含む）課税。凍結が解除された場合、加入者等の年金資産はその分、目減りします。
- (注2) 受給方法で給付金を区別する場合、年金資産を定期的に分割して受給するものを「年金」、一括で受給するものを「一時金」といいます。
- (注3) 掛金をかけている方を「加入者」、掛金はなく年金資産を運用している方を「運用指図者」、両者をあわせて「加入者等」といいます。
- (注4) 変更前の運用商品は、解約・売却によって現金化されます。そして、この資金で変更後の運用商品を、新たに買い付けることとなります。
また、運営が徴収する手数料については、同じとなっているものではないため、それぞれの運営にお問い合わせください。
- (注5) 特に、運用商品変更の際、一時的な待機資金として「元本確保型」商品を利用する場合、注意が必要です。
- (注6) 運営の資料等では、下記のように表示している場合があります。
・「信託銀行」を「事務委託先金融機関」と表示
・BとCの手数料を合算して、一本で表示
- (注7) 年金資産を管理する「信託銀行」は、運営があらかじめ指定していますので、加入者等が指定することはできません。
- (注8) 掛金の上限は、国民年金の**付加保険料400円**または**国民年金基金の掛金額**と個人型年金の掛金額の合計額によって設定されています。
- (注9) 還付金額は掛金相当額になります。
- (注10) 保険料免除者は、第1号被保険者で、生活保護、申請免除、学生納付特例、若年者納付猶予のいずれかの国民年金保険料の納付免除者となります。
- (注11) 掛金がない期間は含みません。「退職一時金」や「企業年金(※)」から確定拠出年金へ移換があった場合、それらの期間も含みます。
- (注12) 確定拠出年金（企業型または個人型）の「加入者等」であった期間のこと。また、「退職一時金」や「企業年金(※)」を確定拠出年金に移行している場合、それらの期間も含みます。
※企業年金とは、「厚生年金基金」、「確定給付企業年金」および「適格退職年金」をいいます。

別紙 掛金（月額）の制限

（単位：円）

加入者の種別および個人型年金以外で加入している年金		下限	上限
第1号加入者 日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業の方、農業や漁業に従事している方（農業者年金の被保険者を除く）、その配偶者の方、学生の方、および無職の方		5,000	68,000（注）
第2号加入者 60歳未満の厚生年金保険の被保険者（民間の会社員）の方、および共済組合の組合員（国家公務員、地方公務員、私立学校の教職員など）の方	他年金制度なし（企業年金制度なし）	5,000	23,000
	企業型確定拠出年金	5,000	20,000
	企業型確定拠出年金および厚生年金基金	5,000	12,000
	企業型確定拠出年金および確定給付企業年金	5,000	12,000
	厚生年金基金	5,000	12,000
	確定給付企業年金	5,000	12,000
	石炭鉱業年金基金	5,000	12,000
	国家公務員共済組合（長期）	5,000	12,000
	地方公務員共済組合（長期）	5,000	12,000
私立学校教職員共済制度（長期）	5,000	12,000	
第3号加入者 20歳以上60歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者の方		5,000	23,000

（注）掛金の上限は、国民年金の付加保険料400円または国民年金基金の掛金額と個人型年金の掛金額の合計額によって設定されています。

掛金額は、限度額の範囲内で1,000円単位で任意で設定できます。

初回および第2回目以降の掛金の引落日および引落額は、手続き完了後に送付される加入確認通知書で確認してください。

条件の詳細は書類の提出先の金融機関等にお問い合わせください。